

# 電気通信事業者の業務の状況等の確認について

---

平成29年11月20日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課

- 年次計画に定める電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針を踏まえ、電気通信事業者における法令・ガイドラインの遵守状況やサービス提供に係る課題等の確認を実施する。

## 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

- 重点事項を中心にヒアリング等を実施し、電気通信事業者の業務の状況等を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

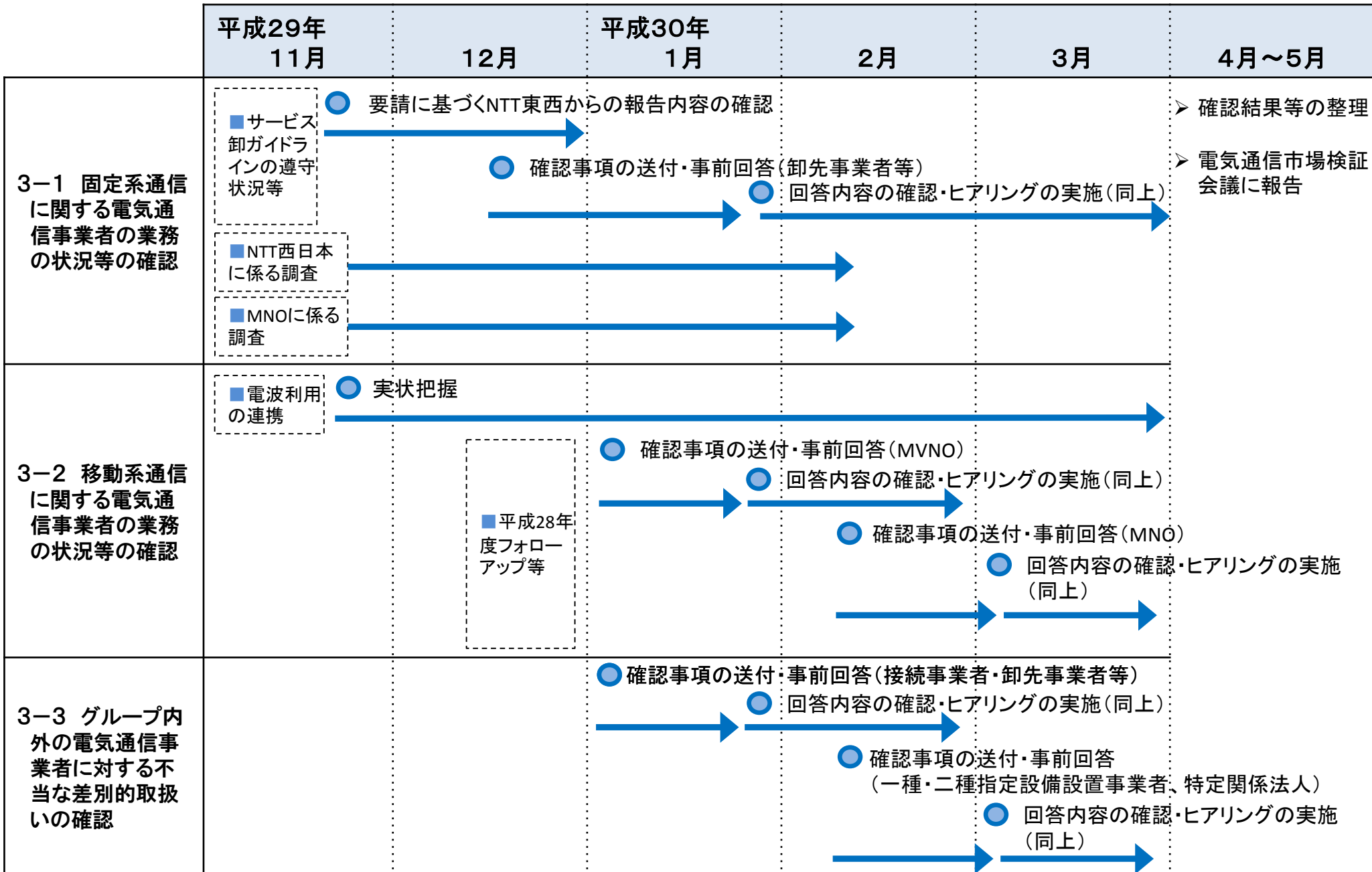
<p>(1) 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成28年度に引き続き、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金設定等」「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」等への対応状況等について確認(卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取)。</li> <li>② 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ、「<u>NTT西日本のサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準</u>」「<u>MNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引</u>」について詳細を確認。</li> </ul>
<p>(2) 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後、<u>BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、電波利用の連携によるサービスについて、現状やMVNOの要望等</u>について確認。</li> <li>② 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、<u>第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視する</u>とした事項の取組状況について確認。</li> </ul>
<p>(3) グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一種指定設備事業者・二種指定設備事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者における、<u>グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無</u>について確認。</li> </ul>

- 対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付し、当該確認事項等についてヒアリング等を実施。
- 確認結果については、取りまとめの上、電気通信市場検証会議に報告。

年次計画該当箇所	対象事業者	確認項目
3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	NTT東日本・西日本	① 競争阻害的な料金の設定等 (NTT西日本におけるサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準に係る詳細確認を含む。) ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為
	卸先事業者	① 競争阻害的な料金の設定等 (MNOが提供するFTTHと移動系通信サービスのセット割引に係る詳細確認を含む。) ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等
3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	MVNO	① <u>電波利用の連携に関する現状及び要望等</u> ② <u>平成28年度の確認結果を踏まえた制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視する部分の取組状況</u> ③ その他サービス提供に当たっての課題等
	二種指定設備設置事業者	○ 上記①から③までに係る状況
	BWA事業者	○ 上記①から③までに係る状況

年次計画該当箇所	対象事業者	確認項目
<b>3-3 グループ内外 の電気通信事業者に 対する不当な差別的 取扱いの確認</b>	一種指定設備設置事業者	① 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務(電気通信役務の提供と密接不可分に関係するものに限る。以下同じ。)に関する契約 ③ 特定関係法人である電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
	二種指定設備設置事業者	① 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 特定関係法人である電気通信事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約 ③ 特定関係法人である電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
	一種指定設備設置事業者の特定関係法人	① 一種指定設備設置事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 上記①の契約に関して要望又は協議を依頼した事項等 ③ 一種指定設備設置事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約 ④ 一種指定設備設置事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は③と同様の契約
	二種指定設備設置事業者の特定関係法人	① 二種指定設備設置事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 上記①の契約に関して要望又は協議を依頼した事項等 ③ 二種指定設備設置事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約 ④ 二種指定設備設置事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は③と同様の契約
	一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者の接続事業者及び卸先事業者	① 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者のグループ内の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、一種指定設備設置事業者又は二種指定設備設置事業者のグループ外の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いが疑われる事例 ③ その他グループ化の進展等に伴う課題等

# 実施スケジュール(想定)



## 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針

### 2. 市場検証に関する基本的な考え方

#### ③電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

- 事後規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。
- 随時実施してきたヒアリング等を充実させ、重点的に検証する事項(重点事項)を中心に定期的・継続的にヒアリング等を実施。

### 4. 検証プロセスの全体像

#### 4.4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- 重点事項を中心に定期的・継続的にヒアリングを実施。法令やガイドライン等の遵守状況を確認。

#### 4.5 電気通信市場の検証

- 上記4.4を踏まえ、電気通信市場の公正競争環境等に関して検証。特に、公正競争の促進の観点から、非対称規制を含む電気通信市場の競争機能の有効性や競争阻害要因等について検証を行う。

## 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)

### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

重点事項を中心に、定期的・継続的にヒアリング等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

#### 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- 平成28年度に引き続き、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金設定等」「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」等への対応状況等について確認。卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取。
- 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ、「NTT西日本のサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準」「MNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引」について詳細を確認。

#### 3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- 今後、BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、電波利用の連携によるサービスについて、現状やMVNOの要望等について確認。
- 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとして事項の取組状況について確認。

#### 3-3 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認

- 一種指定設備事業者・二種指定設備事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者における、グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認。